

令和6年4月 小・中学校に入学予定のお子さまをもつ

保護者さまへ



『就学援助』の制度をご存じですか？



『就学援助』制度では

経済的な理由により、学用品代などの支払いにお困りの世帯に対して、
学用品費・給食費・入学準備金などの支援を行っています！



1 入学準備金 支給予定額

令和6年1月中旬に申請された世帯は、入学準備金を3月に支給します！

・小学校入学準備金：54,060円 ・中学校入学準備金：63,000円

※金額は、国の支給単価見直し等により変動する可能性があります。

2 申請場所・受付期間

	申請の場所	受付期間
福岡市立の小学校に入学予定	令和6年4月に入学予定の小学校事務室 または 教育委員会教育支援課（市役所11階）	令和6年1月4日（木） から
福岡市立の中学校に入学予定	現在通学している小学校事務室 または 教育委員会教育支援課（市役所11階） ※中学校事務室では手続きできません！	令和6年1月31日（水） ※受付期間を過ぎた場合は、 令和6年3月以降の受付と なります（入学準備金は 入学後の支給となります）。
国・県立の小中学校に入学予定	教育委員会教育支援課（市役所11階）	
福岡市立の特別支援学校に 入学予定	(支給対象外となります)	
私立の小・中学校に入学予定		
令和6年3月末までに 福岡市外に転出		

※1 生活保護を受給中の方は、区役所保護課の地区担当員にご確認ください。

※2 私立の小学校に通学中で、令和6年4月に福岡市立の中学校に入学予定のお子さまについては、令和6年3月以降の受付となります（入学準備金は入学後の支給となります）。

【裏面あり】

3 就学援助の申請要件

次の①～⑦の要件のいずれかひとつに該当すれば、就学援助を受けることができます。

要件	申請に必要な証明書類																				
① 生活保護の廃止・停止を受けたが、なお経済的に困っている方	生活保護 廃止・廃止決定通知書																				
② 市・県民税が非課税であるか、又は減免の適用を受けている方	原則として不要 ※令和5年1月1日時点で福岡市に住民票のある方のみ (注1、2)																				
③ 国民年金又は国民健康保険の保険料の全額減免を受けている方	国民年金保険料 免除申請承認通知書 又は 国民健康保険料 減免承認決定通知書 等 (申請時に全額の減免を受けていること)																				
④ 職業安定所登録の日雇い労働者の方、 又は生活福祉資金貸付制度の貸付を受けている方	日雇労働被保険者手帳 又は 生活福祉資金貸付決定通知書 等																				
⑤ ひとり親家庭等で児童扶養手当を受けている方 (注:児童手当、特別児童扶養手当とは異なります)	原則として不要 ※申請書に、児童扶養手当証書に記載されている「支給開始年月」の記入が必要です。 ※区域外就学等で福岡市外に居住されている方で、児童扶養手当を受けられている方は居住地で発行される児童扶養手当証書のご提示をお願いします。																				
市民税所得割額と県民税所得割額の合算が、下表「16歳未満のお子さまの人数および基準額」に示す基準額以下である方	原則として不要 ※令和5年1月1日時点で福岡市に住民票のある方のみ (注1、2) (注1)令和5年1月1日に福岡市に住民票がない場合は、市県民税を証明する書類(課税所得証明書)の提出が必要です。 (注2)収入があるが、税の申告が済んでいない場合(給与所得のみで年末調整されている方を除く)は、就学援助申請を行う前に税務署または各区役所で申告を行ってください。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">税証明の年度</th> <th colspan="6">16歳未満のお子さまの人数および基準額</th> </tr> <tr> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>99,800^円</td> <td>135,300^円</td> <td>170,800^円</td> <td>208,800^円</td> <td>244,300^円</td> <td>279,800^円</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和5年度…平成19年1月2日～令和5年1月1日までに生まれたお子さまの人数</p>	税証明の年度	16歳未満のお子さまの人数および基準額						1人	2人	3人	4人	5人	6人	令和5年度	99,800 ^円	135,300 ^円	170,800 ^円	208,800 ^円	244,300 ^円	279,800 ^円	
税証明の年度		16歳未満のお子さまの人数および基準額																			
	1人	2人	3人	4人	5人	6人															
令和5年度	99,800 ^円	135,300 ^円	170,800 ^円	208,800 ^円	244,300 ^円	279,800 ^円															
⑦ 上記の①～⑥には該当しないが、特別な事情により前年に比べて収入が減少し、認定基準以下と認められる方	令和5年度市・県民税を証明する書類 及び 収入が減少していることがわかる書類 等 (詳細は教育委員会教育支援課へご確認ください)																				

※ 証明書類は、原則として保護者である父母2名分が必要です(ひとり親家庭等の場合を除く)。お子さまを父母以外の方が扶養している場合、その方の証明書類も必要です。
 ※ 生活保護受給中のお子さまの入学準備金は、生活保護により3月分保護費とあわせて支給されます。
 ※ 証明書類の取得に時間を要する場合は、4月から通学予定の小・中学校 または 教育支援課までお早めにご相談ください。

4 必要書類

- ① 上記の「申請要件」別の申請に必要な証明書類
- ② 申請書 (学校で配布 または 福岡市 HP からダウンロード可能)
- ③ 通帳もしくはキャッシュカード

※前年度から継続して申請する世帯であっても、新小1のお子さまをもつご世帯は、必ず通帳もしくはキャッシュカードの写しが必要となります。

5 入学前支給 (支給時期)

入学前支給を希望される世帯は、1月中旬に申請

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月～
	入学準備 (学用品、通学用品の購入)			入学式				
1月に申請を行った場合	入学前支給申請受付		審査結果送付、 入学準備金支給	入学準備金の支給を受けた世帯は、原則4月～翌年3月が就学援助対象期間となります。※入学後の令和6年度の申請は不要です。 援助対象の費目、支給時期は認定通知書に同封されるチラシをご確認ください。				
1月に申請ができなかった場合		受付不可	通常申請受付 ※3/1～5/31に申請された世帯のみ、入学準備金の支給対象となります。詳細は3月以降に各学校で配布するチラシをご確認ください。	入学準備金支給				

【問い合わせ先】

4月に入学予定の小・中学校
または 教育委員会教育支援課
(TEL: 092-711-4693)

↓こちら

右のQRコードを読み取るか
「福岡市 就学援助」で検索
してください。

